ザ・ナイツレポート No. 09010 (コード:0801010) ■ 発行/2009.6.5

REACH対応 高懸念物質(SVHC)について



欧州化学物質庁(ECHA)は、2008 年 10 月 28 日にREACH規則の 高懸念物質(SVHC)の候補リスト(別紙15物質)を公表しました。今後 このリストに、新たな物質がSVHCとして認定される場合、定期的な更新 が行われます。



また、ECHAは、各企業に対して下記の内容を義務づけています。

- ・アーティクル (成形品) 例:パソコン、携帯電話、ネジ・ボルトなどの部品等
- ①2008年10月28日以降、欧州連合(EU)及び欧州経済領域(EEA)内で成形品を供給 する業者は、成形品中に 0.1% (w/w) 以上の SVHCを含む場合、少なくとも物質名を含む 製品の安全な使用を保障するに十分な情報を顧客に提供する必要があります。また、消費者 の要請があった場合には、要請の受領後45日以内に消費者に提供しなければなりません。
- ②EU及びEEA内の製造業者や輸入業者は、成形品にSVHCが 0.1%(w/w)以上含まれ、 かつ、1 社あたり製造や輸入量が1トン/年を超える場合には、以下の対応が必要になります。

『2010年 12月1日までに候補リストに公表された物質』

 \rightarrow 2011年6月1日までにECHAに届けを出さなければなりません。

『2010年12月1日以降に候補リストに公表された物質』

- →掲載日から6ヶ月以内にECHAに届けを出さなければなりません。
- ・物質 例:化学物質単品、原材料としての化学物質 2008年10月28日以降、EU及びEEA内のSVHCそのものの供給業者は、顧客に安全 データシートを提供しなければなりません。
- 調剤 例:ボールペン中のインク、トナーカートリッジ中のトナー等 2008 年 10 月 28 日以降、指令 1999/45/EC (危険な調剤の分類・包装・表示に関する 指令)により危険物質と分類されない調剤でも、
- ①非ガス状の調剤-1 種類以上のSVHCを含み、非ガス状の調剤では個々の濃度が 0.1%(w/w)を越える場合、
- ②ガス状の調剤-1種類以上のSVHCを含み、個々の濃度が0.2%(v/v)を越える場合、 には、EU及びEEAの調剤供給業者は、受領者の要求により、受領者に安全データシート を提供しなければなりません。

当社では、成形品中のフタル酸エステル類やムスクキシレン等の分析を行っております。 詳しくは、当社 分析担当者 **五月女(フリーダイヤル0120-01-2590** 内線377)まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

The Knights of Environmental Science ■事業内容■ 内藤環境管理株式会社

〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2 TEL.048-887-2590 FAX.048-886-2817 URL: www.knights.co.ip

①環境管理に伴う調査・測定・化学分析 ②ビル管理に伴う水質検査·空気環境測定 ⑥絶縁油中のPCB分析 ③水道法第20条に基づく水質検査 ④製品開発・品質管理に伴う化学分析

⑤アスベスト分析 ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定 ⑧土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査



SVHCとして認可対象の候補リスト

2009年5月29日現在

	物質名	CAS 番号 ^{※1}	提案理由※2	用途例
1	アントラセン Anthracene	120-12-7	РВТ	・アントラキノン原料・カーボンブラック原料(染料等の原料)
2	4,4'-メチレンジアニリン 4,4'-Diaminodiphenylmethane	101-77-9	CMR	・4,4'メチレンビス(フェニルイソシアナート)(MDI)及びポメリックMDIの合成原料 ・エポキシ樹脂及びポリウレタン樹脂の 硬化剤
3	フタル酸ジ-n-ブチル (DBP) Dibutyl phthalate	84-74-2	CMR	・塩化ビニル樹脂等の可塑剤
	塩化コバルト(Ⅱ) Cobalt dichloride	7646-79-9	CMR	・乾湿指示薬(シリカゲル等で使用)
5	五酸化二ヒ素 Diarsenic pentaoxide	1303-28-2	CMR	・染色、冶金、木材防腐剤
6	三酸化二ヒ素 Diarsenic trioxide	1327-53-3	CMR	・金属ヒ素の原料 ・特殊ガラスの清澄剤(消色剤、消泡剤)
7	二クロム酸二ナトリウム Sodium dichromate	7789-12-0 10588-01-9	CMR	・クロム化合物(硫酸クロム)の製造・無機クロム酸系顔料の製造
8	2,4,6-トリニトロ-5-t-ブチル-1,3-キシレン (musk xylene) 5-tert-butyl-2,4,6-trinitro-m-xylene	81-15-2	vPvB	香料
9	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP) Bis(2-ethyl(hexyl)phthalate)	117-81-7	CMR	・塩化ビニルの可塑剤
10	ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD) Hexabromocyclododecane(HBCDD)and all major diastereoisomers identified (α-HBCDD,β-HBCDD,γ-HBCDD)	134237-50-6 134247-51-7 134237-52-8	PBT	・難燃剤
	短鎖型塩素化パラフィン(C10~C13) Alkanes , C10-13 , chloro (Short Chain Chlorinated Paraffins)	85535-84-8	PBT	・潤滑油・難燃剤・可塑剤
12	ビストリブチルスズオキサイド (TBTO) Bis (tributyltin) oxide	56-35-9	PBT	・防カビ剤・防汚塗料
13	ヒ酸水素鉛 Lead hydrogen arsenate	7784-40-9	CMR	・殺虫剤・木材防腐剤
14	フタル酸ブチルベンジル (BBP) Benzyl butyl phthalate	85-68-7	CMR	・塩化ビニルの可塑剤
15	ヒ酸トリエチル Triethyl arsenate ※1 CAS乗品	15606-95-8	CMR	・殺虫剤 ・木材防腐剤

※1 CAS番号

米国化学会(American Chemical Society)の一部門であるCAS(Chemical Abstracts Service)が

運営・管理する化学物質登録システムから付与される化学物質に固有の数値識別番号のこと。

※2 提案理由

PBT: 難分解性、生態蓄積性、毒性を有する物質

CMR: 一定の程度以上の発がん性、変異原性、又は生殖毒性 を有する物質

vPvB:極めて難分解性で高い生態蓄積性を有する物質

〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2 TEL.048-887-2590 FAX.048-886-2817 URL:www.knights.co.jp

②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 ⑥絶縁油中のPCB分析 ③水道法第20条に基づく水質検査 ④製品開発・品質管理に伴う化学分析

⑤アスベスト分析 ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定 ⑧土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査

